

北海道運輸局公示第47号
(令和6年10月1日最終改正)

準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の
判断結果について

平成26年1月27日付け北海道運輸局公示第81号「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果を下記のとおり公示する。

なお、需給状況の判断結果の算定基礎数値は、別紙のとおりである。

平成27年1月27日

北海道運輸局長 渡 邊 良

記

令和6年度における需給状況の判断結果

都道府県	営業区域名 (交通圏)	必要車両数 (両)	令和5年度末 車両数 (両)	増加可能車両数 (両)
北海道	札幌交通圏	2,942	4,319	▲1,377
	小樽市	170	293	▲123
	函館交通圏	567	620	▲53
	帯広交通圏	232	340	▲108
	北見交通圏	100	165	▲65
	旭川交通圏	428	525	▲97

※上記「令和5年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車

運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「タクシー特措法」という。）第2条第9項に定める事業用自動車（一般乗用旅客自動車運送事業（個人タクシー事業。以下「個人タクシー」という。）を除く）の数である。

※その他ハイヤー（道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示（平成26年国土交通省告示第59号）第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。）がある営業区域にあつては、算定した一般タクシー（タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。）の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの基準車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

附 則

本公示は、平成26年度の準特定地域における法人タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。））の新規許可申請、条件解除の承認申請、営業区域の設定に係る事業計画変更認可申請、増車に係る事業計画変更認可申請、休車の解除に係る事業計画変更認可申請及び個人タクシーの新規許可申請について適用する。

附 則（平成27年8月19日付け北海道運輸局公示第21号）

本公示は、平成27年度の準特定地域における法人タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。））の新規許可申請、条件解除の承認申請、営業区域の設定に係る事業計画変更認可申請、増車に係る事業計画変更認可申請、休車の解除に係る事業計画変更認可申請及び個人タクシーの新規許可申請について適用する。

附 則（平成28年8月22日付け北海道運輸局公示第32号）

本公示は、平成28年度の準特定地域における法人タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。））の新規許可申請、条件解除の承認申請、営業区域の設定に係る事業計画変更認可申請、増車に係る事業計画変更認可申請、休車の解除に係る事業計画変更認可申請及び個人タクシーの新規許可申請について適用する。

附 則（平成29年8月1日付け北海道運輸局公示第21号）

本公示は、平成29年度の準特定地域における法人タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。））の新規許可申請、条件解除の承認申請、営業区域の設定に係る事業計画変更認可申請、増車に係る事業計画変更認可申請、休車の解除に係る事業計画変更認可申請及び個人タクシーの新規許可申請について適用する。

附 則（平成29年10月2日付け北海道運輸局公示第41号）

本公示は、平成29年度の準特定地域における法人タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。））の新規許可申請、条件解除の承認申請、営業区域の設定に係る事業計画変更認可申請、増車に係る事業計画変更認可申請、休車の解除に係る事業計画変更認可申請及び個人タクシーの新規許可申請について適用する。

附 則（平成30年8月24日付け北海道運輸局公示第32号）

本公示は、平成30年度の準特定地域における法人タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。））の新規許可申請、条件解除の承認申請、営業区域の設定に係る事業計画変更認可申請、増車に係る事業計画変更認可申請、休車の解除に係る事業計画変更認可申請及び個人タクシーの新規許可申請について適用する。

附 則（令和元年8月27日付け北海道運輸局公示第42号）

本公示は、令和元年度の準特定地域における法人タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。））の新規許可申請、条件解除の承認申請、営業区域の設定に係る事業計画変更認可申請、増車に係る事業計画変更認可申請、休車の解除に係る事業計画変更認可申請及び個人タクシーの新規許可申請について適用する。

附 則（令和元年10月1日付け北海道運輸局公示第54号）

本公示は、令和元年度の準特定地域における法人タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。））の新規許可申請、条件解除の承認申請、営業区域の設定に係る事業計画変更認可申請、増車に係る事業計画変更認可申請、休車の解除に係る事業計画変更認可申請及び個人タクシーの新規許可申請について適用する。

附 則（令和2年4月1日付け北海道運輸局公示第2号）

本公示は、令和元年度の準特定地域における法人タクシー（一般乗用旅客自動車運送事

業（１人１車制個人タクシーを除く。）の新規許可申請、条件解除の承認申請、営業区域の設定に係る事業計画変更認可申請、増車に係る事業計画変更認可申請、休車の解除に係る事業計画変更認可申請及び個人タクシーの新規許可申請について適用する。

附 則（令和２年８月２８日付け北海道運輸局公示第２７号）

本公示は、令和２年度の準特定地域における法人タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーを除く。））の新規許可申請、条件解除の承認申請、営業区域の設定に係る事業計画変更認可申請、増車に係る事業計画変更認可申請、休車の解除に係る事業計画変更認可申請及び個人タクシーの新規許可申請について適用する。

附 則（令和３年８月２７日付け北海道運輸局公示第２３号）

本公示は、令和３年度の準特定地域における法人タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーを除く。））の新規許可申請、条件解除の承認申請、営業区域の設定に係る事業計画変更認可申請、増車に係る事業計画変更認可申請、休車の解除に係る事業計画変更認可申請及び個人タクシーの新規許可申請について適用する。

附 則（令和３年１０月１日付け北海道運輸局公示第３１号）

本公示は、令和３年度の準特定地域における法人タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーを除く。））の新規許可申請、条件解除の承認申請、営業区域の設定に係る事業計画変更認可申請、増車に係る事業計画変更認可申請、休車の解除に係る事業計画変更認可申請及び個人タクシーの新規許可申請について適用する。

附 則（令和４年８月３０日付け北海道運輸局公示第３０号）

本公示は、令和４年度の準特定地域における法人タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーを除く。））の新規許可申請、条件解除の承認申請、営業区域の設定に係る事業計画変更認可申請、増車に係る事業計画変更認可申請、休車の解除に係る事業計画変更認可申請及び個人タクシーの新規許可申請について適用する。

附 則（令和５年８月３１日付け北海道運輸局公示第４４号）

本公示は、令和５年度の準特定地域における法人タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーを除く。））の新規許可申請、条件解除の承認申請、営業区

域の設定に係る事業計画変更認可申請、増車に係る事業計画変更認可申請、休車の解除に係る事業計画変更認可申請及び個人タクシーの新規許可申請について適用する。

附 則（令和5年9月29日付け北海道運輸局公示第55号）

本公示は、令和5年度の準特定地域における法人タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。））の新規許可申請、条件解除の承認申請、営業区域の設定に係る事業計画変更認可申請、増車に係る事業計画変更認可申請、休車の解除に係る事業計画変更認可申請及び個人タクシーの新規許可申請について適用する。

附 則（令和6年8月30日付け北海道運輸局公示第31号）

本公示は、令和6年度の準特定地域における法人タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業（個人タクシー事業を除く。））の新規許可申請、条件解除の承認申請、営業区域の設定に係る事業計画変更認可申請、増車に係る事業計画変更認可申請、休車の解除に係る事業計画変更認可申請及び個人タクシーの新規許可申請について適用する。

附 則（令和6年10月1日付け北海道運輸局公示第36号）

本公示は、令和6年度の準特定地域における法人タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業（個人タクシー事業を除く。））の新規許可申請、条件解除の承認申請、営業区域の設定に係る事業計画変更認可申請、増車に係る事業計画変更認可申請、休車の解除に係る事業計画変更認可申請及び個人タクシーの新規許可申請について適用する。

(別紙)

(1)札幌交通圏

①一般タクシー

輸送需要量 A=B×C	令和5年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C			
74,658,021	79,588,659	0.94			
必要車両数 $A \div (D \times E \div F) \div 365 \div G$	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
2,937	74,658,021	200,273,737	0.42	1,031,870	0.85

②その他ハイヤー

乖離率 $a=(b-c) \div b$	平成26年1月27日現在の 一般タクシー車両数 b	一般タクシーの 必要車両数 c
0.39	4,839	2,937
必要車両数 $d-(d \times a)$	平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数 d	
5	9	

(2)小樽市

輸送需要量 A=B×C	令和5年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C			
3,796,834	4,105,447	0.92			
必要車両数 $A \div (D \times E \div F) \div 365 \div G$	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
170	3,796,834	12,599,889	0.37	64,918	0.85

(3)函館交通圏

輸送需要量 A=B×C	令和5年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C			
10,837,515	11,339,104	0.96			
必要車両数 $A \div (D \times E \div F) \div 365 \div G$	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
567	10,837,515	30,320,782	0.39	192,145	0.85

(4) 帯広交通圏

輸送需要量 A=B×C	令和5年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C			
4,635,966	4,992,694	0.93			
必要車両数 $A \div (D \times E \div F) \div 365 \div G$	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
232	4,635,966	13,298,355	0.41	84,300	0.85

(5) 北見交通圏

輸送需要量 A=B×C	令和5年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C			
1,810,634	1,951,137	0.93			
必要車両数 $A \div (D \times E \div F) \div 365 \div G$	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
100	1,810,634	5,556,739	0.39	37,468	0.85

(6) 旭川交通圏

輸送需要量 A=B×C	令和5年度の 総実車キロ B	直近5年間分の 対前年度比率の平均値 C			
8,257,981	8,911,982	0.93			
必要車両数 $A \div (D \times E \div F) \div 365 \div G$	輸送需要量 A	総走行キロ D	実車率 E	延べ実働車両数 F	実働率 G
428	8,257,981	24,176,795	0.38	149,795	0.85

※「直近5年間分の対前年度比率の平均値」、「実車率」、「実働率」及び「乖離率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。